

みやき町告示第111号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達します。

なお、下記の書類は、当町税務課賦課徴収担当で保管してありますから、申し出があればいつでも交付します。

令和8年9月7日

みやき町長 岡



公 示 送 達

1 送達を受けるべき者の氏名

氏名
HOANG TUAN ANH
TRAN THI LINE
TRAN VAN DAT

2 送達すべき書類の名称

差押調書（謄本）

（教示）

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過した時に、書類の送付があったものとみなされます。